

令和3年神審第29号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月22日11時22分

和歌山県和歌山下津港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 5.90メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 95キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、船体中央やや前方に操舵区画を配したFRP製モーターボートで、同区画前部右舷寄りに舵輪を、その右舷側に主機遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、操舵区画の周囲にウェイクボードえい航用の直径7ミリメートル長さ18メートルの合成繊維製のえい航索に係止する金具が取り付けられたステンレス製やぐらが設けられていた。

(2) 関係人の経歴

a受審人は、（一部省略）平成27年以降毎年7月から9月までの期間、商業施設東岸とその対岸に挟まれた水路（以下「東方水路」という。）で、Aを操縦してウェイクボードのえい航を7回ないし8回行っていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、救命胴衣を着用した知人（以下「ウェイクボーダー」という。）が装着したウェイクボードをえい航して遊走する目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年9月22日11時20分商業施設東岸を発し、東方水路に向かった。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たって東方水路を遊走し、11時21分半僅か前海南北防波堤灯台から002.5度（真方位、以下同じ。）1,100メートルの地点で、針路を115度に定め、毎時35キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、11時21分半僅か過ぎ海南北防波堤灯台から008.5度1,060メートルの地点に至り、東方水路のわん曲部に沿って右旋回を始め、船尾方のウェイクボーダーに目を向けて続

航し、11時21分半少し過ぎ海南北防波堤灯台から011度1,030メートルの地点に達し、船首が135度を向いたとき、東方水路の東側の護岸（以下「東側護岸」という。）が右舷船首方190メートルのところとなり、その後同護岸に向かって接近する状況であったが、ウェイクボーダーのえい航状況を見ることに気をとられ、目視で東側護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、東側護岸に向かって進行し、11時22分僅か前船首至近に同護岸を認め、右舵一杯とし、機関を後進にかけたものの、効なく、11時22分海南北防波堤灯台から017度860メートルの地点において、Aは、船首が170度を向いたとき、原速力のまま、同護岸の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船底外板に亀裂を伴う擦過傷を生じ、のち廃船処理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、和歌山下津港において、ウェイクボードをえい航して遊走する際、船位の確認が不十分で、東側護岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、和歌山下津港において、ウェイクボードをえい航して遊走する場合、目視で東側護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、ウェイクボーダーのえい航状況を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同護岸に向かって接近する状況に気付

かないまま進行して東側護岸の消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭